

特別条件付契約のしおり

このたびは、当社に生命保険のお申し込みをいただき、誠にありがとうございます。
本冊子は「ご契約のしおり一約款」と共に大切に保管いただきますようお願いいたします。

1 特別条件のご承諾のお願い

今回お申し込みいただいたご契約につきまして、誠に恐縮に存じますが、「承諾書」記載の特別条件をご承諾のうえ、ご加入いただく必要がございます。つきましては、「ご契約のしおりー約款」と、本冊子をお読みいただき、適用となります特別条件の内容をご理解のうえ、ご承諾くださいますようお願い申し上げます。

2 特別条件の種類

(1) 特別保険料領収法

危険の程度に応じて、当社が定めた特別保険料を、普通保険料に加えてお払い込みいただく方法です。なお、保障内容に変更はありません。

(2) 保険金額削減支払法、年金額削減支払法

当社が定めた削減期間内に保険金・年金額をお支払いする場合、支払うべき保険金額・年金額等に **表1** の削減期間に応じた割合を乗じて得た金額をお支払いする方法です^(※1)。削減期間経過後は、保険金額・年金額等をすべて保障いたします。なお、保険料に変更はありません。

(※1) 災害または約款所定の対象となる感染症による場合は、保険金額・年金額等の削減はありません。

また、商品ごとに削減の取扱いが異なりますので、特に注意が必要な商品については **表2** をご確認ください。

表1 支払率表

削減期間 保険年度	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	50%	30%	25%	20%	15%
第2年度	100%	60%	50%	40%	30%
第3年度	100%	100%	75%	60%	45%
第4年度	100%	100%	100%	80%	60%
第5年度	100%	100%	100%	100%	80%

保険年度とは、ご加入からの経過年数を示します。ご契約から1年以内は第1保険年度、2年目は第2保険年度となります。^(※2)

(※2) 責任開始日から契約日の前日までの期間についても、第1保険年度とみなします。

表2 削減支払取扱商品のうち特に注意が必要なもの

商品	「削減支払」となるもの	削減期間中でも「全額支払」となるもの
介護・身体障害所得保障保険	身体障害年金	介護年金
3大疾病・介護・身体障害保険	身体障害保険金	3大疾病保険金/介護保険金
軽度3大疾病・介護・身体障害 保険Ⅰ型・Ⅱ型	身体障害保険金/ 軽度状態保険金(A)のうち4級 ^(※3) の 障害に該当し手帳の交付があった場合/ 軽度状態保険金(B)のうち5級 ^(※3) または6級 ^(※3) の障害に該当し手帳の交付が あった場合 (※3)等級に関しては身体障害者障害程度等級表に 基づきます。	3大疾病保険金/介護保険金/ 軽度状態保険金(A)・(B)のうち左記 「削減支払」対象以外

例 3大疾病・介護・身体障害保険および軽度3大疾病・介護・身体障害保険に保険金額削減支払法を適用した場合

- 3大疾病・介護・身体障害保険 保険金額 2,000万円
- 軽度3大疾病・介護・身体障害保険 保険金額 100万円
- 削減期間(3年間) 2,100万円

パターン① 3大疾病保険金の支払事由に該当した場合
(削減期間中でも「全額支払」となるもの)

パターン② 身体障害保険金の支払事由に該当した場合
(「削減支払」となるもの)

パターン①

契約後3年目に医師により胃がんと診断される

お支払いする保険金額 **2,100万円**

パターン②

契約後3年目に身体障害等級3級に該当し、
身体障害者手帳の交付があった場合

お支払いする保険金額 **1,575万円**

【計算式】

2,100万円 × 75% = 1,575万円
保険金額 支払割合 支払保険金額

(3) 特定部位・指定疾病不担保法

当社が指定した身体部位または指定疾病について、危険の程度に応じ、一定期間保障不適用とする方法です。ただし、約款所定の感染症による治療を目的とする場合は、給付金をお支払いいたします。

例1

契約以前に胃潰瘍で治療を受けたことから、「胃および十二指腸」が2年間の部位不担保

不担保部位 (番号) ⑥^(※)
不担保期間 2年

第2保険年度中に十二指腸潰瘍で入院した場合

不担保部位として指定された部位に生じた疾病による入院・手術については、給付金のお支払い対象とはなりません。本例の場合、十二指腸潰瘍は特定部位不担保法が適用された原因疾患ではありませんが、不担保となる部位に該当しますので、給付金のお支払いはできません。

例2

契約以前に右耳の中耳炎で治療を受けたことから、「耳(内耳、中耳および外耳を含みます。)および乳様突起」が2年間の部位不担保

不担保部位 (番号) ②^(※)
不担保期間 2年

第2保険年度中にもう一方の左耳が中耳炎となり、手術した場合

耳、眼球、乳房など左右一対となっている部位が不担保部位に指定されている場合は、左右いずれも不担保部位となりますので、お支払い対象とはなりません。ただし、左右区別して部位が指定されている場合は、このかぎりではありません。

(※) 不担保部位(番号)については「4 特定部位・指定疾病不担保法により不担保とする身体部位および指定疾病」の表をご覧ください。

(4) 特定部位不担保法(女性特定治療保険用)

子宮および子宮附属器(卵巣および卵管)における疾病の治療を目的とする手術について、全期間(更新型の場合は更新限度まで)において女性特定手術給付金をお支払いしない方法です。ただし、子宮または子宮附属器における悪性新生物・上皮内がん・約款所定の感染症による治療を目的とする手術については、女性特定手術給付金をお支払いいたします。

(5) 特定障害不担保法

視覚障害・聴覚障害のうち、当社が指定した障害について、身体障害保険金、身体障害年金および軽度状態保険金(A)・(B)^(※)のお支払いや保険料の払込免除を全期間(更新型の場合は更新限度まで)において行わない方法です。

(※) 以下の場合であっても保険金のお支払いを行いません。

軽度状態保険金(A)：身体障害者障害程度等級表に定める4級の障害に該当し手帳の交付があった場合

軽度状態保険金(B)：身体障害者障害程度等級表に定める5級または6級の障害に該当し手帳の交付があった場合

3 特別条件を付加した場合の注意点

(1) 特別条件付契約の責任開始

特別条件付のご契約は、特別条件のお取扱いを記載した「承諾書」にご署名(保険契約者が法人の場合は、ご記名と押印)いただいた場合に、ご契約の申し込みまたは告知のいずれか遅い時から保障が開始されます。

(2) 特別保険料領収法を除き、保険料に変更はありません。

本冊子の「2 特別条件の種類」(2)～(5)の場合においては、保険料に変更はありません。なお、「特別保険料領収法」のお取扱いをするご契約については、その他に特別保険料のお払込みが必要となります。

(3) ご契約成立後、次のお取扱いはできない場合があります。

ア. 払済保険への変更

イ. 保険期間の変更

この他にもお取扱いきれない場合があります。

詳しくは、「約款」をご参照ください。

4 特定部位・指定疾病不担保法により不担保とする身体部位および指定疾病

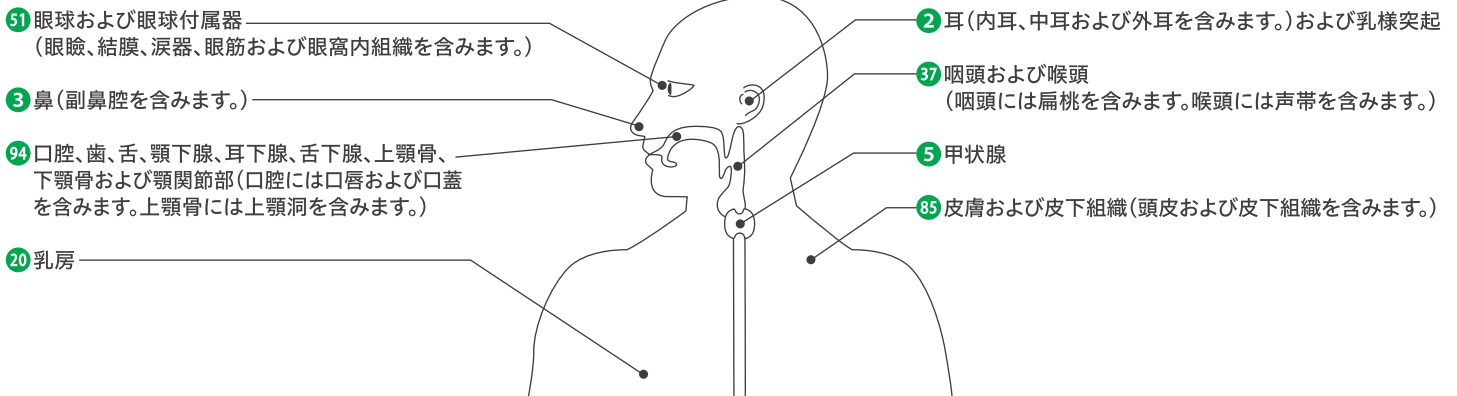
番号	身体部位・指定疾病
2	耳(内耳、中耳および外耳を含みます。)および乳様突起
3	鼻(副鼻腔を含みます。)
5	甲状腺
6	胃および十二指腸
11	肝臓、胆のうおよび胆管
12	脾臓
13	肺臓、胸膜、気管および気管支
14	腎臓および尿管
15	膀胱および尿道
16	睪丸および副睪丸
17	前立腺
20	乳房
21	頸椎部(当該神経を含みます。)
22	胸椎部(当該神経を含みます。)
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左股関節部
28	右股関節部
29	左上肢(左肩関節部を除きます。)
30	右上肢(右肩関節部を除きます。)
31	左下肢(左膝関節部を含み、左股関節部を除きます。)

番号	身体部位・指定疾病
32	右下肢(右膝関節部を含み、右股関節部を除きます。)
33	子宮体部(帝王切開を受けた場合に限りま。
34	そけいヘルニア、陰のうヘルニアおよび大腿ヘルニア
36	食道
37	咽頭および喉頭 (咽頭には扁桃を含みます。喉頭には声帯を含みます。)
39	異常妊娠および異常分娩
41	両膝関節部
51	眼球および眼球付属器 (眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。)
57	小腸(十二指腸、空腸および回腸をいいます。)
58	虫垂炎
59	大腸(盲腸、虫垂、結腸および直腸をいいます。 ただし虫垂炎の場合は除きます。)
60	肛門(肛門管および肛門周囲を含みます。)
64	腎臓、尿管、膀胱および尿道
68	子宮、卵巣、卵管および子宮付属器
71	脊椎(当該神経を含みます。)
73	腰椎部、仙骨部および尾骨部(当該神経を含みます。)
77	両股関節部
85	皮膚および皮下組織(頭皮および皮下組織を含みます。)
86	食道および胃
94	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺、舌下腺、上顎骨、 下顎骨および顎関節部(口腔には口唇および口蓋を含みます。 上顎骨には上顎洞を含みます。)
98	精神・行動の障害、てんかん、睡眠障害および薬剤等中毒(※)

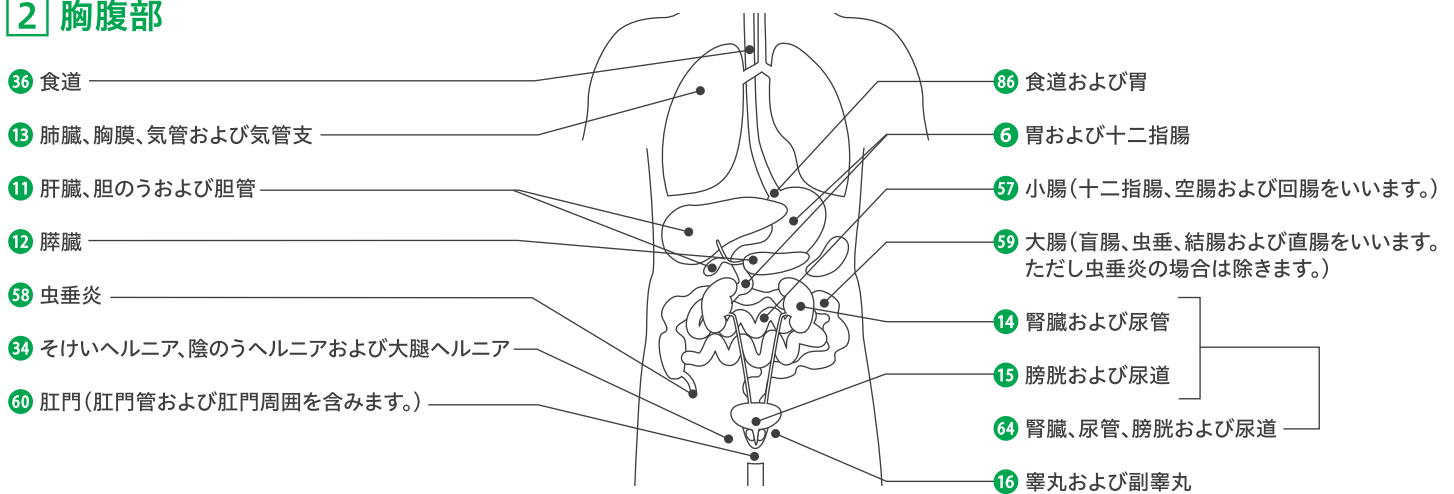
(※)「精神・行動の障害、てんかん、睡眠障害および薬剤等中毒」適用時の取扱いをご確認ください。

上記の部位番号34、39、58および98の指定疾病の内容については、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」により定めており、詳しくは「約款」をご確認ください。

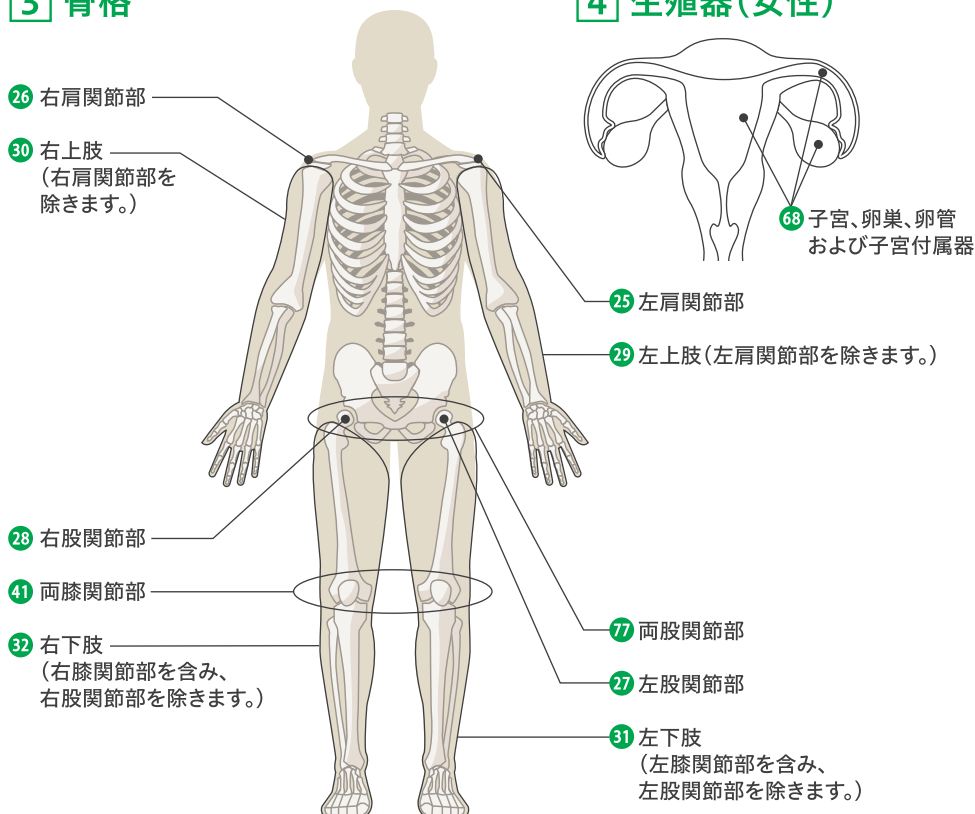
1 頭頸部・乳房



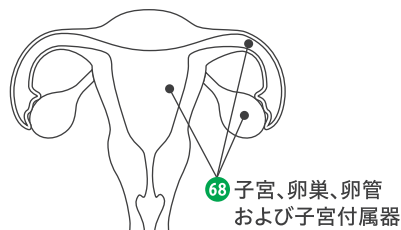
2 胸腹部



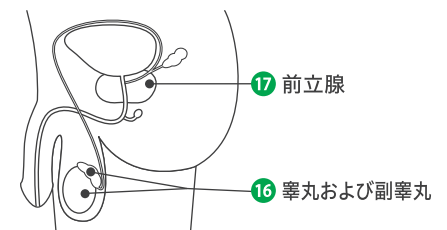
3 骨格



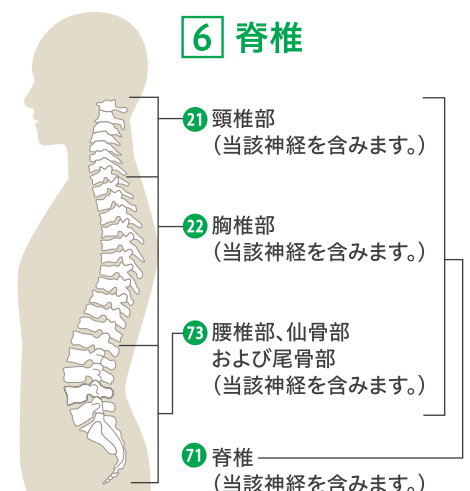
4 生殖器(女性)



5 生殖器(男性)



6 脊椎



「精神・行動の障害、てんかん、睡眠障害および薬剤等中毒」適用時の取扱い

「精神・行動の障害、てんかん、睡眠障害および薬剤等中毒」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるもの(複数の基本分類コードが使用される傷病名で、その基本分類コードのいずれかが次表の基本分類コードに規定される場合を含みます。)をいいます。

分類項目	基本分類コード	分類項目	基本分類コード
● 症状性を含む器質性精神障害	F00-F09	● 神経系のその他の変性疾患(G30-G32)のうち、	G31.8
● 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	F10-F19	・ 神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの(G31)のうち、	
● 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20-F29	・ 神経系のその他の明示された変性疾患	
● 気分[感情]障害	F30-F39	(レヴィ小体型認知症に限ります。)	
● 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40-F48	● 挿間性及び発作性障害(G40-G47)のうち、	G40 G41
● 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50-F59	・ てんかん	
● 成人の人格及び行動の障害(F60-F69)のうち、		・ てんかん重積(状態)	G47.0 G47.1 G47.2 G47.4 G47.8 G47.9
・ 特定の人格障害	F60	・ 睡眠障害(G47)のうち、	
・ 混合性及びその他の人格障害	F61	・ 睡眠の導入及び維持の障害[不眠症]	
・ 持続的人格変化、脳損傷及び脳疾患によらないもの	F62	・ 過度の傾眠[過眠症]	
・ 習慣及び衝動の障害	F63	・ 睡眠・覚醒スケジュール障害	T42 T43 T44
・ その他の成人の人格及び行動の障害	F68	・ ナルコレプシー及びカタプレキシー	
・ 詳細不明の成人の人格及び行動の障害	F69	・ その他の睡眠障害	
● 心理的発達の障害	F80-F89	・ 睡眠障害、詳細不明	
● 小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90-F98	● 薬物、薬剤及び生物学的製剤による中毒(T36-T50)のうち、	T42 T43 T44
● 詳細不明の精神障害	F99	・ 抗てんかん薬、鎮静・催眠薬及び抗パーキンソン病薬による中毒	
		・ 向精神薬による中毒、他に分類されないもの	
		・ 主として自律神経系に作用する薬物による中毒	

<お支払いの対象とならない代表的な疾患例>

うつ病・躁うつ病・不安障害・統合失調症・神経症(ノイローゼ)・適応障害・不眠症・アルコール依存症・てんかん・認知症



- 保険期間の全期間(更新型の場合は更新限度まで)にわたり、お支払いの対象となりません。
- 告知いただいた内容など、不担保が適用となった原因疾患にかかわらず、上表の基本分類コードに規定されるすべての疾患がお支払いの対象となりません。なお、上表の基本分類コードに規定される疾患以外の治療を目的とする入院・手術などはお支払いいたします。

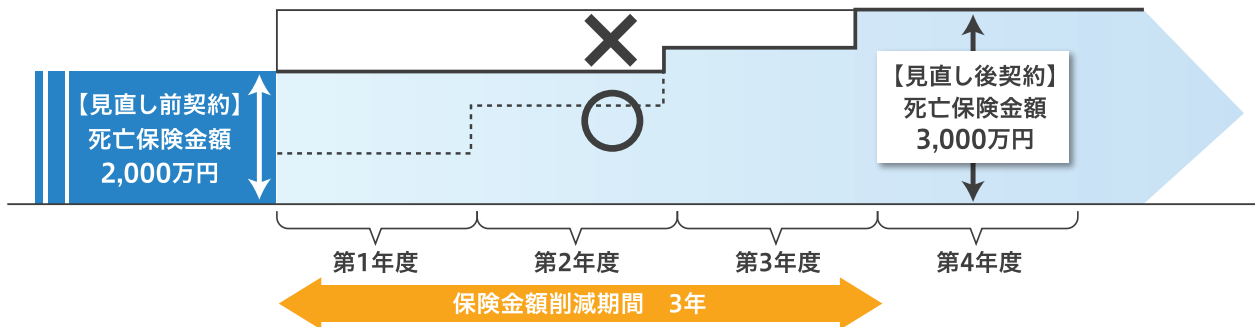
5 保障見直し特約条項を適用してご加入する場合の留意事項

保障見直し制度をご利用いただくにあたり、見直し後契約の保障範囲（保険金額・入院給付金額等）につきましては、見直し前契約で保障されていた保険金額・入院給付金額等を超えない範囲で、保険金額・入院給付金額等の一部（または全部）をお支払いできる場合がございます。

ただし、見直し前契約に付加されている契約のお支払い条件に該当する場合、また、所定の条件を全て満たしている場合にお支払いとなります。

事例1 保険金額削減支払法等が適用されている場合でも保険金をお支払いできる場合があります。

「保険金額削減支払法」等で「削減3年」が適用される場合



解説

- 削減期間中であっても、見直し前契約が保障していた保険金額まではお支払いの対象となります^(※)。
- 上の事例では、第1年度・第2年度の削減後の保険金額が見直し前契約の保険金額を下回るため、第1年度・第2年度に支払事由に該当した場合でも、削減せずに見直し前契約の金額までお支払いの対象となります。

※見直し後契約の削減前の保険金額が見直し前契約の保険金額より低い場合は「保険金額削減支払法」を適用せずに保険金等をお支払いいたします。

※今回お申し込みいただいた契約（見直し後契約）および見直し前契約いずれも削減期間中の場合は、削減後の保険金額を比較して高い方をお支払いいたします。ただし、見直し前契約の「保険金額削減支払法」の規定によらない保険金額等を限度とします。

事例2 特定部位・指定疾病不担保法が適用されている場合でも給付金をお支払いできる場合があります。

「特定部位・指定疾病不担保法」が適用される場合

総合医療保険など日額給付商品から総合医療一時金保険への見直し

総合医療一時金保険へ見直しする場合、特定部位・指定疾病不担保期間中であっても見直し前契約の入院給付金日額に当社所定の以下の係数を乗じた額（以下、「見直し前契約の入院給付金日額相当額」）まではお支払いの対象となる場合があります。（見直し後契約に付加されている特約のお支払条件に該当する等、所定の条件を全て満たしている場合にお支払いできます。）

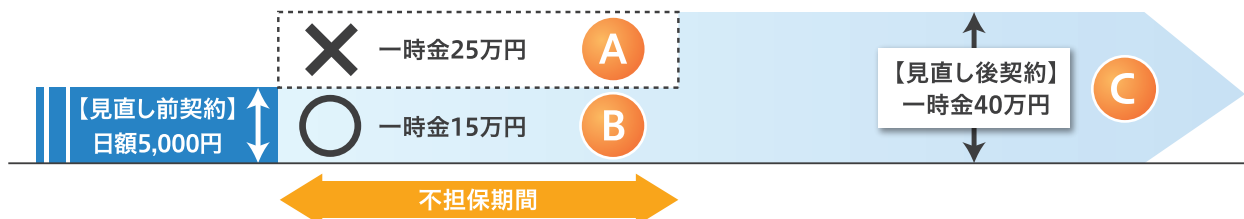
給付金名称	見直し後契約の 手術金給付金等の割合	当社所定の係数
総合入院給付金	10%	30
	50%	25
生活習慣病入院給付金 女性特定疾病入院給付金	—	15

具体的な事例は次ページを参照してください

<総合入院給付金>

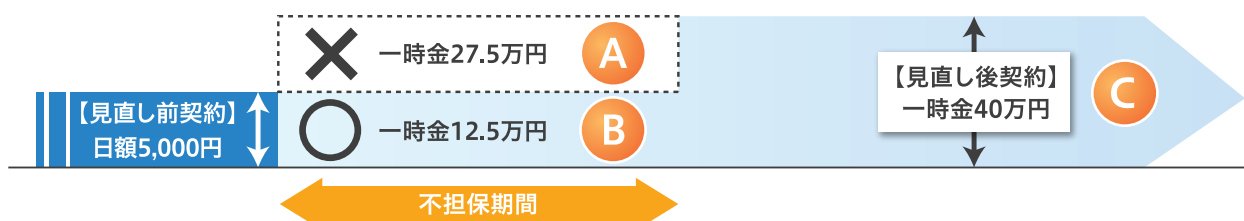
■手術給付金割合10%

見直し後契約の手術給付金割合が10%の場合、見直し前契約が保障していた日額5,000円に対し、当社所定の係数「30」を乗じて、入院給付金日額相当額（一時金15万円）を算出します。



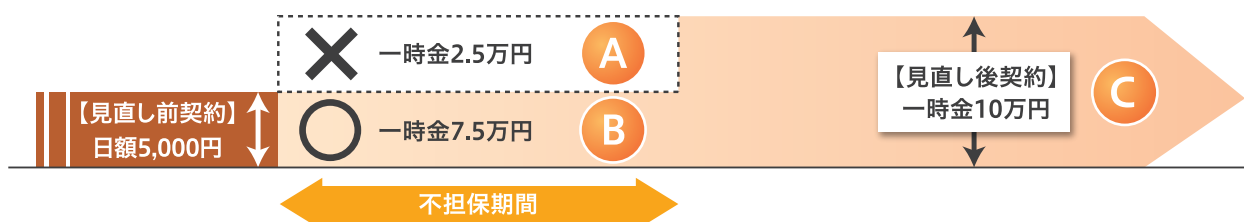
■手術給付金割合50%

見直し後契約の手術給付金割合が50%の場合、見直し前契約が保障していた日額5,000円に対し、当社所定の係数「25」を乗じて、入院給付金日額相当額（一時金12.5万円）を算出します。



<生活習慣病入院給付金・女性特定疾病入院給付金>

見直し前契約が保障していた日額5,000円に対し、当社所定の係数「15」を乗じて、入院給付金日額相当額（一時金7.5万円）を算出します。



- A 見直し前契約の入院給付金日額相当額より増額となる部分は、不担保法が適用されているため、お支払いの対象とはなりません。
- B 不担保期間中の不担保部位の入院・手術であっても、見直し前契約の入院給付金日額相当額まではお支払いの対象となる場合があります。（見直し前契約にも不担保法が適用されており、その不担保期間が終了していない場合はお支払いの対象とはなりません。）

<総合入院給付金>

見直し前契約	見直し後契約		
(a) 入院給付金日額	手術給付金割合	(b) 当社所定の係数	(a × b) 入院給付金日額相当額
5,000円	10%	30	15万円
5,000円	50%	25	12.5万円

<生活習慣病入院給付金・女性特定疾病入院給付金>

見直し前契約	見直し後契約		
(a) 入院給付金日額	手術給付金割合	(b) 当社所定の係数	(a × b) 入院給付金日額相当額
5,000円	10%・50%共	15	7.5万円

- C 見直し後契約の不担保期間が終了した場合は、不担保部位での入院・手術であっても、契約内容どおりお支払いの対象となります。

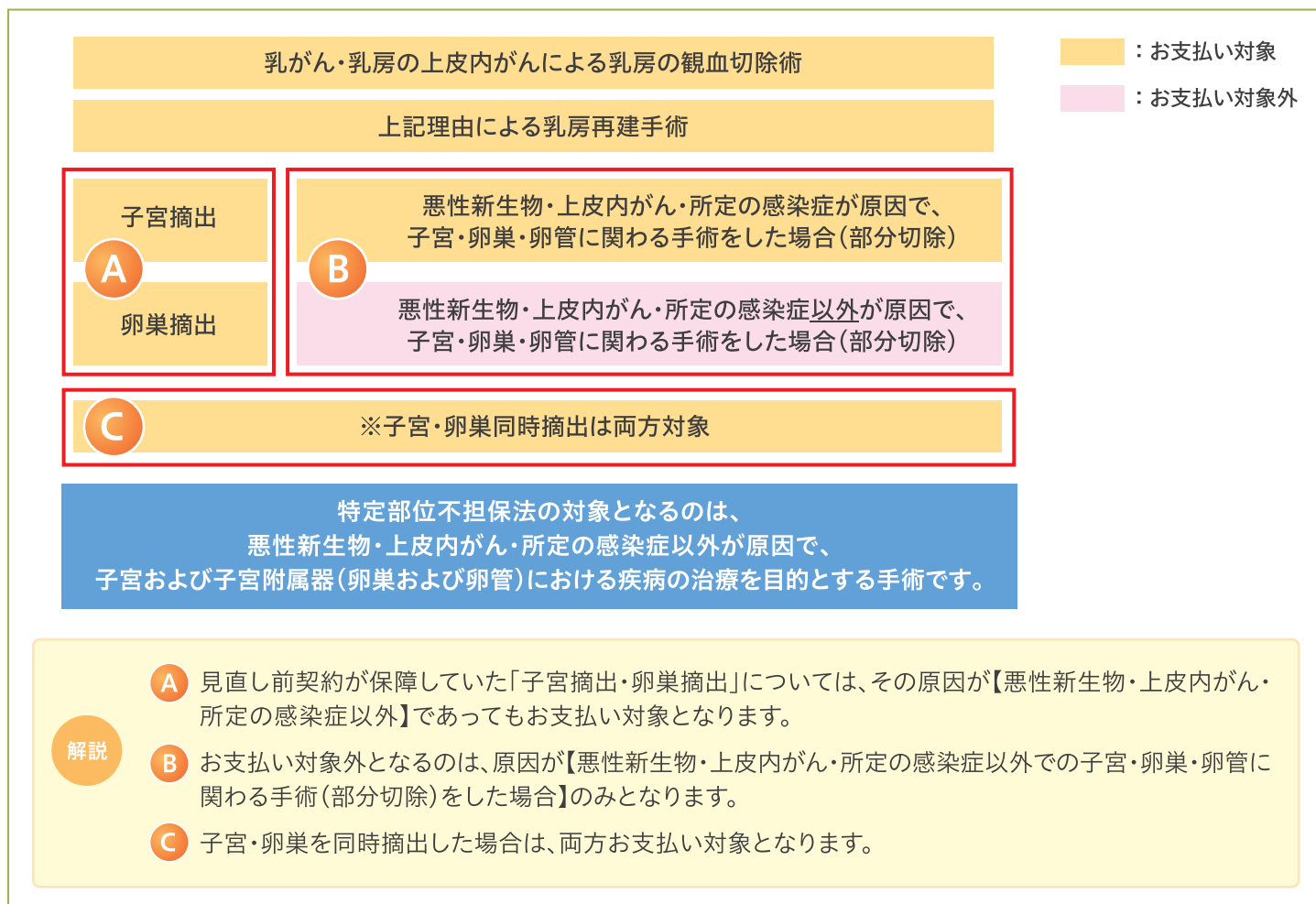
解説

事例3

特定部位不担保法(女性特定治療保険用)が適用されている場合でも給付金をお支払いできる場合があります。

見直し前契約に付加されている特約が以下のいずれかで、見直し後契約の女性特定治療保険に「特定部位不担保法(女性特定治療保険用)」が適用される場合

- 女性特定治療特約D
- 無配当女性特定治療特約



6 保険金などがお支払いできない場合

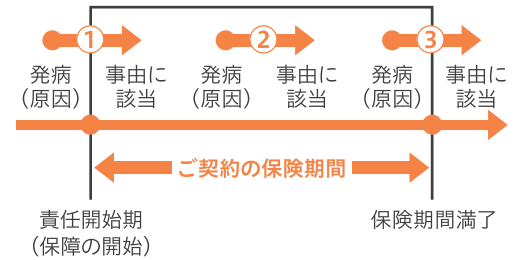
責任開始前に病気やケガが発生していた場合など、
保険金などがお支払いできないことや保険料払込の免除ができないことがあります。

保険金などがお支払いできない主な場合

(1) 責任開始期(または復活日)より前からすでに発生していた病気^(※1)やケガを原因とする、死亡保険金以外のご請求の場合。

(※1) その病気およびその病気と医学上重要な関係にある病気について、
責任開始期より前に次のいずれかがある場合。

- 医師の診療を受けたことがある。
- 健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含む)がある。
- 被保険者(子ども学資保険の場合は契約者含む)が自覚可能な身体の異常が存在した、または契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。



②のみお支払いの対象となります。

ただし、その病気に関して第一生命が告知などによって知った事実をもとに承諾したとき^(※2)や、責任開始期(または復活日)から2年経過後に入院を開始または手術を受けたときなどは、約款の規定により例外としてお支払いの対象となることがあります。

(※2) 悪性新生物を支払事由とした特定疾病保険金の請求など、告知されていても対象にならないケースがあります。

- (2) 「告知義務違反」により契約が解除された場合。
- (3) 責任開始期(または復活日)から3年以内に自殺した場合など、約款に定める免責事由に該当する場合。
- (4) 保険料の払込がなく、契約が無効もしくは失効となった後に保険金などの支払事由に該当した場合。
- (5) 保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または保険金などの受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により契約が解除された場合。
- (6) 保険契約について詐欺の行為により契約が取消になった場合、または保険金などの不法取得目的があつて契約が無効になった場合。

MEMO

Handwriting practice area with 20 horizontal dashed lines.

<本冊子に関わる留意事項>

保険金等のお支払い対象となる、またはならない場合、その他お取扱いにつきましては、「ご契約のしおり一約款」をご確認ください。

引受保険会社

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話(03)3216-1211(大代表)

インターネットホームページ <https://www.dai-ichi-life.co.jp>

契企[登]15109-05 2022.07

お届けしたのは…